

令和3年度ガス事業法第172条第1項に基づく立入検査の結果について

関東東北産業保安監督部
保安
令和4年9月

令和3年度関東東北産業保安監督部において実施したガス事業法第172条第1項に基づく立入検査の結果は、以下のとおり。

【第2四半期】

事業者区分	立入検査結果
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	<ul style="list-style-type: none">・ガス主任技術者が選任されていない。・保安規程に定められた保安管理組織と実態が異なる。・保安規程、保安業務規程で規定されている保安教育を行っていない。・ガス工作物の検査の記録がされていない。・定期保安調査が期日を守って行われていない。

【第3四半期】

事業者区分	立入検査結果
ガス小売事業者/一般ガス導管事業者	指導事項なし。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指導事項なし。
ガス小売事業者/一般ガス導管事業者	指導事項なし。

【第4四半期】

事業者区分	立入検査結果
ガス小売事業者/一般ガス導管事業者	指導事項なし。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	<ul style="list-style-type: none">・調査業務の調査票の様式が保安業務規程で定められていない様式を使用している。・保安規程に基づく教育が行われていない。
特定ガス導管事業者	指導事項なし。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	<ul style="list-style-type: none">・集合装置及び気化器装置に係る定期自主検査が定められた頻度を遵守していない。・保安規程で定めるガス工作物の点検頻度が遵守されていない。・保安業務規程で定める定期消費機器調査の頻度が遵守されていない。(灯内内管の漏えい検査を含む)・保安規程で定める保安教育について年間計画を定めていない。